

消費者機構日本 ニュースレター

119号



《本号の目次》

1. 臨時総会の日程（予定）のお知らせ
2. 通常総会の日程（予定）のお知らせ
3. 2015 年度活動報告会 & 会員加入のご案内（5月18日）
4. 伊藤忠アーバンコミュニティ 協議終了
5. 第21回消費者志向経営セミナー 開催報告
6. 全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページ公表状況

1. 臨時総会の日程（予定）のお知らせ

消費者機構日本では、本年10月1日の消費者裁判手続法の施行に合わせ、特定適格消費者団体の認定申請を行うべく準備をすすめております。この申請のために、定款を一部変更する必要が生じました。東京都の定款変更認証に要する期間を考慮し、近々臨時総会を開催することといたします。主に書面で議決に参加をお願いするようにしたいと考えております。

正式には、3月24日の第9回理事会にて、議案・招集状を審議の上、ご案内を書面で差し上げるようにいたしますが、まずは、日程・会場についての予定をご案内申し上げます。

1. 日時：2016年4月20日（水）18時～18時30分
2. 会場：主婦会館プラザエフ 5階 会議室

2. 通常総会の日程（予定）のお知らせ

当機構の2015年度事業報告と決算のご承認をいただくとともに、役員を選任をお願いする通常総会と、記念企画の日時・会場が確定いたしました。

正式なご案内は、5月の理事会にて議案・招集状を確認の後、差し上げることとなりますが、取り急ぎ、日時・会場についてご案内申し上げます。

会員の皆様の多くの参加をお願いしたいと思いますので、よろしくご予定くださいますようお願い申し上げます。

1. 日時：2016年6月14日（火）17時30分～20時30分
（第12回通常総会 17時30分～18時30分）
（記念企画 19時00分～20時30分）
2. 会場：主婦会館プラザエフ 9階 スズラン

3. 2015 年度活動報告会 & 会員加入のご案内（5 月 18 日）

消費者機構日本では、年度の活動を報告する会と会員加入のためのご案内を行います。5 月 18 日（水）の午前と夕方に 2 度開催いたしますので、ご都合のよろしい時間帯にご来場いただきますようお願いいたします。参加希望の方は下記内容をご確認の上、お申込みをお願いいたします。

報告会前半（第 1 部）は、2015 年度活動内容の概況報告および法改正等のポイント説明、後半（第 2 部）は非会員で入会検討者向けの案内と新しい消費者被害回復訴訟制度の概要説明になります。

会員の方は、第 1 部のみの参加もできます。内容とタイムスケジュールは次の通りです。

5 月 18 日（木）1 回目 10：30～12：00 ・ 2 回目 18：00～19：30

時 間	内 容
10：10～10：30 (17：40～18：00)	受付
10：30～11：20 (18：00～18：50)	2015 年度活動報告会（第 1 部） 2015 年度活動概況 是正申入れ活動 (クリーニング、美容医療、家庭教師派遣、専門スクール契約) 政策提言活動（消費者契約法、特定商取引法の改正等のポイント説明）
11：20～11：30 (18：50～19：00)	質疑応答、報告会終了
11：30～11：50 (19：00～19：20)	会員加入のご案内（第 2 部） 会員の種類、位置づけ、会費等オリエンテーション 新 消費者被害回復訴訟制度の概要説明
11：50～12：00 (19：20～19：30)	質疑応答、終了

開催場所：主婦会館プラザエフ 5 階 会議室（JR 四ツ谷駅 麴町口ロータリー前）

開催場所の地図は、下記報告会チラシの裏面を参照ください。

参加費：無料

定 員：各回 20 名

申込方法：会員の方は下記①～③をご連絡いただきますようお願いいたします（電話・FAX・メールいずれでも可）。ホームページには、チラシ兼申込書も添付しています。

- ①お名前（団体加入の場合は団体名も）
- ②参加希望（何回目の会か、全参加・第 1 部のみか）
- ③参加人数

4. 伊藤忠アーバンコミュニティー 協議終了

～～伊藤忠アーバンコミュニティの定期賃貸借契約条項が改善されました～～

- ①無催告解除条項が改善されました。
- ②退去時の原状回復費用の賃借人負担部分が改善されました。

不動産賃貸業を営む株式会社伊藤忠アーバンコミュニティが配布していたリーフレットに関する消費者からの情報提供に基づき、同社から定期賃貸借契約書入手し検討したところ、同契約書中の無催告解除条項及び原状回復条項が消費者契約法第 10 条に該当し無効であるとの結論に至ったため、同社に対し、上記各契約条項の改善を求めた申入れを行いました。

これに対して同社は、無催告解除条項については、削除し、原状回復条項については、「①故意又は過失による汚損、破損と認められるものは賃借人負担」、「②不可抗力、経年劣化によるものは貸借人負担」へと変更することを内容とする合意に至り、合意書を作成して本件については終了しました。

詳細は、当機構のホームページをご覧ください。http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160215_01.html

5. 第 21 回消費者志向経営セミナー 開催報告

第 21 回消費者志向経営セミナー

「法施行まであとわずか！消費者裁判手続特例法を学ぶ」開催報告

当機構では、2月17日(水)午後「法施行まであとわずか！消費者裁判手続特例法を学ぶ」と題した第21回消費者志向経営セミナーを開催いたしました。

2016年10月1日から、消費者裁判手続特例法が施行され、新しい消費者被害回復訴訟制度が始まります。この制度は、法施行後に締結した消費者契約のトラブルや消費者契約に関する法施行後の不法行為により、同じ原因で多数の被害が出た場合に、被害者の代わりに消費者団体が事業者に対して、金銭的な被害回復訴訟を提起できるものです。

消費者裁判手続特例法の内容およびこの制度の実務的な流れなどについて、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員である弁護士本間紀子氏から解説を受けました。

記

1. テーマ：消費者裁判手続特例法を学ぶ
2. 日 時：2016年2月17日(水) 13時00分～15時00分(受付12:40～)
3. 会 場：主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費：6,000円
5. 対象者：企業・団体の法務・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約部門の担当者、法律専門家
6. 参加者 14名
7. タイムスケジュール

時 間	内 容	講師・対応者
13:00～14:30	<ul style="list-style-type: none"> ○集团的消費者被害回復訴訟制度の詳細(消費者裁判手続特例法の構成概略含む) ○消費者被害回復訴訟の対象となりうる事例紹介 ○消費者被害回復訴訟の流れ(想定事例をもとに) ○特定適格消費者団体の役割 など 	弁護士 本間 紀子 氏 (日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会委員、消費者機構日本専門委員)
14:30～14:40	休憩時間	
14:40～15:00	質疑応答	弁護士 本間 紀子 氏 消費者機構日本 専務理事 磯辺 浩一

8. 講義内容

講義では、消費者裁判手続特例法の制定に至るまでの検討経過や目的から入り、消費者被害回復訴訟制度の対象、要件、訴訟手続の流れなどが説明されました。

次に第1段階目の共通義務確認訴訟に関し、特定適格消費者団体が原告となって提訴することや、個別の訴訟との違い、対象となる請求が限定されていること等について条文に従って解説があり、あわせて想定される事例も例示されました。この訴訟における判決の効力が、他の特定適格消費者団体に及ぶこと、諸外国における類似の訴訟では和解での解決が多いことなども紹介されました。

第2段階目の簡易確定手続については、手続きの流れが説明され、特定適格消費者団体による手続開始の申立て、通知公告、債権届出の手続きとともに、事業者による公表、事業者の情報開示義務等についても解説がなされました。

最後に、学納金返還請求事件をモデルケースとして、第1段階目の訴訟提起と要件の検討、判決、第2段階目の簡易確定手続により消費者に金銭が返還されるまでが解説されました。この実務的な解説によって、受講者にも訴訟の具体的なイメージが伝わりました。



講義風景



質疑応答

9. 質疑応答

参加者からは主に以下の質問が出され、本間弁護士及び磯辺専務理事より各回答がなされました。

Q 1. 特定適格消費者団体がいない地域に設立予定はあるか。

また、法施行時どれ位が認定される見込みか。

A 1. 適格消費者団体も、当初は2団体が認定され、徐々に増えて現在13団体に至っている。

また、現在適格消費者団体がいない地域では、適格消費者団体の設立に向けて準備されている地域もある。

特定適格消費者団体も当初は多くても5団体程度ではないかと予想している。

適格消費者団体も特定適格消費者団体も活動エリアは限定されていないため、それら団体がいない地域の事案についても、取り扱うことはできる。

Q 2. 濫訴とはどういうものをいうのか。

A 2. およそ請求が立たないと明らかなのに訴えるというような場合ではないか。

Q 3. 債権届出などの様式はどうなっているのか。

A 3. 最高裁判所で検討中と聞いている。いずれ何らかの形で提供されることになるのではないかと。

Q 4. 消費者被害回復訴訟制度の場合、COJのホームページでの公表はどのようになるのか。

A 4. 当機構が特定適格消費者団体の認定を受けることができればという仮定の話となるが、消費者被害回復訴訟制度の場合は、判決確定から1か月以内に個々の消費者に参加してもらう

簡易確定手続きの申立てをしなければならないこととされているので、第1段階の共通義務確認訴訟の判決が確定してから公表するというのではなく、共通義務確認訴訟を提起する段階からホームページに公表して、被害者と思われる消費者の皆様へ情報を提供することになるかと思う。

今回のセミナー参加者からは、講義内容に対する評価が高く、「モデルケースを用いたり、説明も整理されていて、理解が深まった。」「資料も分かりやすいものだった。」「いつも質疑応答の時間があり、参加してよかったと思う。」などの感想をいただきました。

6. 全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページ公表情報（2 月 1 日～2 月 29 日分）

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（13 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

○佐賀消費者フォーラムが2月23日に適格消費者団体の認定を受けました。これで、適格消費者団体は14団体となりました。今号の表は、主に認定以前の期間のもので、13団体の記載となっています。

適格消費者団体名	公表情報(2月1日～2月29日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	■2月16日：伊藤忠アーバンコミュニティの定期賃貸借契約条項が改善されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160215_01.html
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	■2月24日：学校法人モード学園から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/2005.html
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2月1日：インターネット宿泊予約会社のクーコム(株)の会員規約等について、消費者契約法に照らして問題があり、「申入れ、要請及び再お問い合わせ」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000583 ■2月5日：貸衣装会社(株)V e a Uに対して、「違法条項使用の違反行為1回あたり15万円の違約金課す」という間接強制の決定を大阪地裁が行いました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000584
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2月2日：株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社に対して、消費者契約法第4条第1項に基づく請求書を送付しました。 http://hyogo-c-net.com/ ■2月23日：株式会社ビケンコ、株式会社JBSコスメティック及び株式会社クワンジャパンの3社から平成28年2月23日付回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/
<p>《消費者ネットおかやま》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■2月24日：アプライド(株)差止請求訴訟第1回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/607 ■2月24日：永代ハウス(株)に対する申入れを行い、申入れに対する回答を受領しました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/611 ■2月24日：アプライド(株)差止請求訴訟第2回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/617
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077